

年金部会意見書

(有) セレーノ
杉山千佳

- 厚生労働省案にある「国庫負担割合 1/2への引き上げ」は長期にわたる安定的な運営の確保を図るためにも、平成 16 年度改革で、必ず実現してほしい。
- 将来的にめざす方向と、それに基づいて平成 16 年度はこの改革を行うというものが、見えることで、国民の不安感、不信感を解消することができると思う。「方向性と論点」には、「今後さらに、所得把握の徹底等を前提とした所得比例構造に基づく一本の社会保険方式による年金制度の導入等を含め、長期的な制度体系のあり方について議論を進めていく」とあるが、今後もぜひ実現に向けての議論を続けてもらいたい。

《女性と若者と高齢者自身の貢献が実る年金制度の確立に向けて》

- 支え手を増やす取り組みを推進

年金の支え手であり日本社会の担い手として今後大いに期待される若者や女性が、十分な職業教育の機会も得られないまま、不安定なパート・アルバイトとして社会保障制度の外で働くのは好ましいとは言えない。平成 16 年度改正では、短時間労働者の厚生年金適用拡大をぜひとも実施に移していくべきと思う。

その場合、現行制度の枠組みのなかでの適用ではなく、通常の被保険者と区別して、保険料負担を求め、給付を調整する方式が望ましいのではないか。

また、まだまだ元気で働く意欲のある高齢者も、社会の支え手に回っていただきたいと思う。年金と就業収入を一体として課税していく方法も考えられるのではないか。

- 世帯単位から個人単位へ

多様な働き方、生き方に公平な年金制度をめざすならば、個人単位を徹底し、それなりの負担をして給付を受ける制度が望ましいと考えるが、先の世論調査やいわば「片働きから共働き家庭への移行期」ともいえる現時点での家族形態の実情を見ても、徹底した個人単位化は時期尚早と思われる。現状では、片働き世帯を含めて賃金を二分割して夫婦それぞれの賃金として年金の保険料負担を求め、それを給付に反映させる方法が適当ではないか。

ただしこの場合、2 号と 3 号間の分割だけでなく、夫 2 号、妻 2 号の場合や、夫 2 号、妻がパート就労の新しい 2 号の場合でも同様に分割できる仕組みであることが望ましい。その場合、保険料納付の時点での年金権分割がよいのではないか。

そして、将来的には第 1 号も所得把握を行い、一本化した所得比例の年金とし、同様に夫婦間での分割ができるよう検討を進める必要があるだろう。

- 遺族年金

遺族年金の支給要件は、男女間の差異をなくすべき。また、子のいない若齢期の妻については、遺族年金は有期給付とし、就労支援に重点を置くほうが望ましいと思う。

高齢期の遺族年金については、夫婦間の年金分割で給付される自分自身の年金で暮らしきることを想定する。

ていくのが、将来的にめざす方向ではないだろうか。年金分割への移行期として、夫の厚生年金の5分の3か、年金分割したものかを選べるようにしてはどうか。

- ・ 年金で行う次世代育成支援について

年金制度で行う次世代育成支援措置としては、「育児休業期間中の保険料免除措置期間の延長」、「就業を継続するも時短等で年金保障が不利にならないよう、育児期間前の標準報酬、あるいは平均賃金で保険料納付が行われたものとして扱うなどの配慮」、「いったんは離職した後も（例えば）3年以内に再就職した場合なども、なんらかの配慮を行う」、「第1号被保険者についても育児期間中の保険料を免除する」などを行ってはどうか。

第3号被保険者については、「負担調整案」「給付調整案」が導入される場合は、育児期間中の負担額分の免除や給付調整を行わない配慮が必要と思う。「年金分割案」が導入される場合は、特に配慮は必要ないのではないか。

- ・ 若者にもわかりやすい制度へ

ポイント制の導入と年金個人情報の通知については賛成。しかし、せっかく送られてきた通知がわかりづらく、魅力のないものであっては意味がないと思うので、導入にあたっては、特に若い世代の意見を取り入れ、どのような通知であれば、興味を持って読むかを十分検討のうえ導入してほしい。

また、年金は自分の老後を支えるためのものであり、かつ世代間のささえあいの制度であるといった理解が、国民全体に希薄であるように思う。これらは学校教育・生涯教育の場においても自分たちの問題として学習するべきことであると考える。今後はスウェーデンなどの教育方法を参考に、学校や地域における教育のあり方についても考えていく必要があるのではないか。

- ・ 手続きの簡略化をめざす努力を

巷にあふれる携帯電話のモデルチェンジや料金設定の変更など、若者たちは積極的に行なうことができる。今後は多様な働き方が広がるにつれ、1号になったり2号になったり、行き来する人も増えてくるのではないか。大事なのは年金制度が身近になることで、「手続きに行こう、保険料を納付しよう」と思ったときに、待たされずに手際よく手続きが完了することと思われる。諸手続きのアウトソーシングなど、より効率的に効果的に進める努力を期待したい。

「遺族年金制度」等についての意見

2003年7月24日

社会保障審議会年金部会

堀 勝洋

第1 遺族年金

1 基本的考え方

- ・若齢期の遺族年金はもちろん、高齢期の遺族年金も、現在の社会経済環境の下では必要

2 高齢期の遺族年金

(1) 妻が自分自身の老齢厚生年金を受けられない場合があるという問題

- ・提案されている改正案（妻の老齢厚生年金優先支給案）を採用しても妻の年金額は現行制度と変わらない。提起されている問題は単に感情の問題にすぎないともいえるが、改正案の採用に問題はない

(2) 共働き世帯と片働き世帯とで不公平があるという問題

- ・老齢年金受給者が遺族となった場合に支給される年金は、夫婦二人の合計年金額の一定割合（6～7割）とするのが適切
- ・提案されている改正案（遺族に支給される2階部分の年金額を夫婦の合計老齢厚生年金額の一定割合とする案）に賛成

* 改正案について指摘されている問題に対する意見

①現行制度と比べて個々人の年金額が増減するという問題

- ・改正案により年金額に増減が生ずるのは、現行制度が遺族年金額を夫婦二人の合計年金額の一定割合にしていないから生じているのではないか

②若齢期の遺族厚生年金も同じように改正する必要があるのではないかという問題

- ・若齢期の遺族年金と高齢期の遺族年金は、その趣旨が以下のように違う以上、同じようにする必要は必ずしもないのではないか。すなわち、若齢期の遺族年金は働き手である夫の死亡による収入の喪失・減少を補填する給付であるのに対し、高齢期の遺族年金は夫婦二人で受けている年金による生活水準を維持しようとするものである

3 若齢期の遺族年金

- ・18歳未満の子のいる妻に対する遺族年金については現行制度維持
- ・子を有しない若齢の妻に対する遺族厚生年金の支給は見直しが必要一例えれば、一定期間又は一定年齢までの年金支給、一時金支給等
- ・子を有しない中高齢の妻に対する遺族年金は、中高齢女性の雇用機会、雇用条件等を考えると、まだ必要性がある

4 遺族年金の支給要件の男女差

- ・男女で雇用機会、雇用条件等に格差がある現状では、現行制度の男女差はやむを得ない。
ただし、将来男女差が相当程度縮小すれば、支給要件を同一にする
- ・生計維持要件の850万円は高すぎるのではないか

第2 离婚時の年金分割

1 基本的考え方

- ・離婚した妻自身の年金による生活保障は現状では不十分であり、老齢厚生年金の分割を実施すべき→離婚後夫が再婚した場合であってその夫が死亡したときは、再婚した相手に夫の老齢厚生年金全部について遺族厚生年金が支給されている不合理をなくす
*年金分割制度の導入は、離婚を促進するという意見もあるが、むしろ年金による生活保障を受けられなくなるために離婚したいのに離婚できないという現行制度の問題を解決するのではないか
- ・「年金受給権分割」方式が優れている
- ・夫の老齢厚生年金の受給権が発生していない時の離婚についても、分割を認めるのが望ましい一例えは、離婚時点での保険料拠出記録の標準報酬額を分割
- ・年金分割の根拠は、社会保障制度として民法の財産分与とは異なった仕組みにする部分はあるとしても、基本的には民法の考え方によるのが妥当
- ・一身専属性の問題は、夫婦についてのみ譲渡禁止・差押規定の例外規定を設けるべき
- ・婚姻継続中の分割は、問題が多い

2 年金分割の仕組みについての意見

- ・分割の有無、分割割合等については、夫婦の合意により分割。合意が得られない場合は、裁判所の審判等によって分割
- ・分割は法改正後の離婚に限るが、分割の対象となる年金受給権は法改正前の婚姻期間を含めるべき
- ・短期間の婚姻及び若年者同士の離婚についても分割を認めるべき
- ・事実婚についても、遺族年金受給が認められる事実婚に限り、かつ、事実婚関係の明確な証明が得られた期間についてのみ、分割を認めるべきではないか
- ・共働き夫婦についても分割を認めるべき

第3 障害年金

1 無年金障害者

- ・保険料を拠出すべきであったにもかかわらず拠出せず無年金になった者に年金を支給するのは、拠出制の年金保険としては無理
- ・無年金障害者には、基本的には福祉的措置で対応すべき。例えば、特別児童扶養手当等

の支給に関する法律に基づく特別障害者手当の支給額、支給要件（「日常生活において常時特別の介護を必要とする」）等の改善

第4 在職老齢年金

1 基本的考え方

- ・被用者に対する高齢期の年金については、次の原則に従って制度設計すべきではないか
- ①被用者の年金は、原則として老齢年金ではなく退職年金として構成すべき←被用者の年金は高齢期に退職によって失う賃金の補填
- ②ただし、60歳以後在職していても低賃金の者には年金の全部又は一部を賃金額に応じて支給←高齢者の低賃金の現状を踏まえ、被用者の生活保障という厚生年金制度の趣旨を実現

2 在職老齢年金制度に対する批判への疑問

(1)在職老齢年金の就労阻害効果の主張についての疑問

- ・在職老齢年金は限界税率が50%であるのと同じであるため就労阻害効果があるとされるが、次のような疑問がある。①より長い時間働いて賃金が増えれば、大部分の者の「賃金十年金」は増える。②労働者は自分の裁量で働く時間を左右し得るとする前提に疑問がある。③働くのは賃金のためだけでなく、働くこと自体が楽しい、健康維持、人間関係の維持等の意義があるためにも働くのではないか。④在職者にも年金を全額支給するのは、厚生年金制度の趣旨（退職による生活費の保障）に反する。そうかといって、在職者には年金を全額不支給とすれば、高齢者の賃金が低いため、かえって働くのをやめ、老齢年金を全額受ける可能性が高い

(2)在職老齢年金の賃金抑制効果の主張についての疑問

- ・在職老齢年金があるため高齢者の賃金が抑制される面がないとはいえないが、次のような疑問がある。①そもそも高齢者の賃金が低くなっているのは、年功賃金制の下で高すぎるのを抑制した結果ではないのか。②高齢者の賃金が、その能力・成果と比べて低いのは問題であるが、高齢者の雇用を促進している面があるのではないか

3 改正案についての意見

(1)これまで議論された見直し案について

- ・B案（2対1の調整率の緩和案）でもC案（2対1調整基準の引上げ案）でも高賃金の者のみが改善されるので、望ましくないのではないか
- ・A案（1律2割停止の廃止案）の変形として、特別支給の老齢厚生年金の定額部分が引き上げられた者について、2割停止を廃止したらどうか

(2)在職老齢年金の繰下げ支給案について

- ・この案には次のような問題がある

- ① 60～64歳の在職老齢年金の趣旨が賃金だけでは生活できないため支給するものであると考えられるが、この案は年金無しでも生活できる者に年金を支給するものであり、上記の趣旨に反する
- ② I案（年金全額繰下げ案）は論外一在職中の高賃金の者に年金を全額支給するのは、厚生年金制度の趣旨（退職による生活の保障）に反する
- ③ II案（年金一部繰下げ支給案）一繰下げ支給の年金額が減額されるとすれば、現行制度について指摘されている就労阻害効果の面では同じではないのか
- ④ 繰下げ支給の制度を設けても、事業主は、被用者が自主的に繰下げ年金を選択しているにすぎないとし、繰下げ年金を選択しないで在職老齢年金があるものとして、賃金額を決定するおそれがあり、賃金抑制効果については現行制度と同じではないのか

第5 その他

1 高所得者の年金削減

- ・退職している年金受給者の所得による年金削減には反対—6月12日の第19回年金部会に意見を提出済み

2 失業者の年金保障

- ・雇用保険の求職者給付（基本手当）受給者については、本人分保険料は基本手当から本人が、事業主分保険料は雇用保険が、負担することを検討してみてはどうか

「福祉施設・還元融資」「国民年金保険料」についての意見

2003年7月24日
社会保障審議会年金部会
堀 勝洋

第1 福祉施設・還元融資

1 基本的考え方

- ・現在の福祉施設等は、社会経済の変化によって意義を失っているものもあり、廃止・譲渡等を含めた見直しが必要
- ・ただし、短期保険と違って長期保険の年金制度は、40～45年間保険料を納めるのみで、メリットが少ない。これが特に若い世代の年金制度への無関心や未加入・未納問題を生んでいるとすると、年金制度のメリットを示し、年金制度の理解を深めるための施策はあってもよいのではないか

2 教育資金貸付

- ・大学教育を受けている子がいる世帯の子育てコストは平均して月22.6万円であるとする調査もあり、また次の理由により年金積立金を原資として融資する意義はあるのではないか
 - ①次世代育成支援
 - ②国際競争力を維持強化するための高等教育の拡大
- ・ただし、利子をどうするかが問題で、年金積立金は市場利子率で運用すべきであるため、一般財源により利子補給をすることが考えられる

3 リバースモーゲージ

- ・今後、年金の給付水準が低下していくため、自助努力により老後の生活を営む必要性が格段に高まるが、リバースモーゲージ制度はそのための有力な手段となる
- ・リバースモーゲージは民間でも行っているが、市場の失敗のため伸び悩んでいる。市場の失敗としては、第1に市場で対応することが困難な担保切れのリスク（担保不動産価格の下落・金利変動のリスク）があること、第2に元本も利子も融資対象者が死亡するまで返ってこないという資金の長期固定化という問題である
- ・リバースモーゲージの運営は基本的には民間にゆだねるとても、民間で対応できない問題は公的に行う必要がある。特に、上記の第2の問題については、長期資金である年金積立金を利用するのが適切ではないか

第2 国民年金保険料

1 基本的考え方

- ・国民年金保険料の収納対策を強化することは、基礎年金制度維持のため極めて重要
 - ・しかし、基礎年金制度が空洞化し、破綻していると言うのは、以下の理由により誇張しすぎている。ましてや、これら少数の者のために税方式化を唱えるのは、納付している94.5%の者をも税方式にするものであり、本末転倒ではないか。空洞化・税方式化を唱えること自体が、未加入・未納問題を悪化させる要因になるのではないか
- ①基礎年金を支えるのは約7000万人の国民年金被保険者であり、このうち未加入・未納者は5.5%にしかすぎない
- ②現在、高齢者で何らかの公的年金を受給しているのは、男女とも95%前後である
- ③現在、未加入・未納の者が一生涯そうであり続けるかは疑問である
- ④なお、保険料免除者を含めて空洞化を論ずる向きがあるが、負担能力のない者を保険料免除するのは当然である

2 被保険者の負担能力に応じた保険料の賦課徴収

- ・現実に負担能力のない又は低い者については、現在の免除の仕組みを更に見直す必要があるのではないか
- 例 特に若い世代の就労状況が悪く、これが未加入・未納の割合を高めているが、成人した者については親の所得を保険料免除の適用要件から除外する必要があるのではないか

遺族・障害・在職年金等について

2003・7・24 山崎 泰彦

遺族年金の水準

長期的には年金制度は個人単位化に向かうものと考える。その場合の究極的な姿では、夫婦世帯と単身（遺族）世帯の年金水準は2対1になり、必要生計費ベースでみると単身（遺族）世帯は夫婦世帯に比べて見劣りすることになるが、これは個人単位化に伴う不可避的な帰結として割り切るべきではないか（現に基礎年金はそのようになっている）。

個人単位化の方向性との整合性を確保する上では、遺族厚生年金の水準は報酬比例年金の原則として2分の1とすべきであり、そうすれば共働き世帯と片働き世帯の間の遺族年金の均衡も図ることができる。この場合、4分の3という現行水準は経過的な措置として位置づけられることになる。

遺族年金の生計維持要件

遺族年金の受給権は、被保険者等の死亡時のワンポイントでの生計維持関係により判定しているが、認定基準以上の収入がある場合でも、受給権を与えた上で支給停止扱いとしてはどうか。

離婚時の年金受給権分割

本来は婚姻期間中から年金権を分割すべきだが、仮にそれが直ちには困難であるとすれば、そこに至る当面の措置として離婚時の年金受給権の分割が考えられる。

在職老齢年金

高齢者の就労を促進する上では、在職老齢年金制度を廃止し、年齢要件のみで全額支給する一方で、年金税制を見直し、総合課税化することが考えられる。

在職老齢年金制度を存続させることを前提にすると、年金の支給停止額を雇用貢献度の指標として、貢献度に応じて事業主負担を軽減してはどうか。この場合、雇用保険の雇用三事業による高齢者雇用関係の各種助成金との統合も考えられる。

現行制度を基本に見直すとすれば、年金水準が下がる60歳台前半の報酬比例部分のみの老齢厚生年金について、一律2割の支給停止を廃止することが現実的な対応であろう。

なお、支給停止（調整）率の緩和や、60歳台前半の老齢厚生年金の65歳以後への繰り下げ支給の導入については、高所得層に有利になることから、慎重な検討が必要である。

ポイント制

定期的に加入記録を通知する一環として、年金額算定式におけるポイント制の導入も検討すべき。

ただし、①ポイント制を導入しても、老齢年金については 65 歳時の年金額の水準の通知にとどまること、②加入者にとっての関心事はポイントそのものよりも年金額であり、しかもポイントの単価は毎年変わるのであるから、現在価格での過去の加入実績分の見込み額を通知するのと同じであること（これは現行制度でも可能である）、③給付乗率が同一となる昭和 21 年 4 月 2 日以後に生まれた者についても、今後の制度改正によっては経過措置の導入等により、単価が生年月日等によって変わることがありうること、④導入に伴うシステム開発コストや通知費用が相當にかかること等、についても十分に考慮する必要がある。